

【評価】
 A…実施している(現状の仕組で継続して実施する取組)
 B…実施しているが、対策が必要な取組(現状の仕組では成果を挙げることが困難な取組。課題の欄に理由を記入して下さい)
 C…未実施の取組(課題の欄に理由を記入して下さい)
 D…終了した取組(H28年度で終了する取組を含む)

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号	
家庭のエネルギー消費を効率化・抑制する	家庭用機器の効率化	家庭用の高効率機器への転換・選択を促進する	家電の省エネルギー省エネラベル掲出制度	・「家電の省エネラベル掲出制度」(販売店における省エネラベルの掲出義務)を拡充し、現行の3機器(エアコン、冷蔵庫、テレビ)に加え、電気便座と蛍光灯器具を対象とする ・統一省エネラベルの対象が拡大次第、制度の対象とする機器を追加(P32)	長野県地球温暖化対策条例第18条(省エネラベル)貼付率 ・H25 96.6% (7,663台確認) ・H26 94.8% (6,671台確認) ・H27 96.6% (7,127台確認) ・H28 97.7% (8,796台確認)	・長野県地球温暖化対策条例で対象の5機器を5台以上展示する販売店に対し省エネラベルの掲出を義務化 ・県職員による貼付率の確認 ・実施年度H25～	貼付率 ・H25 96.6%(貼付数7,404/確認数7,663) ・H26 94.8%(6,324/6,671) ・H27 96.6%(6,884/7,127) ・H28 97.7%(8,595/8,796)	・新たに省エネラベル掲出制度の対象となった電気便座と蛍光灯器具の貼付率が低い ため、周知の徹底が必要 貼付率:電気便座75.4%、蛍光灯器具79.5%	A	1	
	家庭用機器の効率的な使用	省エネに係る情報を提供する 生活様式を診断し、助言する	家庭の省エネ診断制度	・夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」などを通じて、省エネ手法に係る情報を広く提供 ・県民の求めに応じて、ライフスタイルを診断し、環境に配慮できる手法を助言するため、家庭の省エネ行動を支援する新たな「家庭の省エネサポート制度」を構築・実施 ・企業や団体が県民との接点機会を活用して行う省エネアドバイザーによる個別の県民に対する省エネアドバイス・省エネ診断活動と、市町村等と協力して行う省エネ講習会を連携させて実施(P32)		・信州省エネ大作戦期間中にメディアやチラシにて省エネの助言を実施 ・エネルギー供給事業者の社員を家庭の省エネアドバイザーに認定し、業務で家庭を訪問する際に、省エネアドバイスや簡易診断を実施(目標:H29年度までに延べ10万件実施) ・市町村等が実施する講習会や環境イベントを支援 ・実施年度H25.9～	省エネアドバイス等件数 ・H25 7,365(アドバイザー7,240、簡易診断125) ・H26 25,048(24,815、233) ・H27 30,433(29,503、930) ・H28 32,993(35,666、327) ・累計 98,839(97,224、1,615) 講習会等の支援 累計121件 協力事業者39者、アドバイザー408名 信州協働大賞受賞(H28.3)	・省エネアドバイス等の未実施市町村の解消	A	2	
事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する	大規模事業者の取組促進	エネルギー使用状況を把握し、効率化・抑制を計画する	事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度	・「排出抑制計画書制度」を拡充するとともに、現行の「自動車環境計画書制度」と統合し、「事業活動温暖化対策計画書制度」とする ・対象事業者の拡大(県内事業所で合計して原油換算1,500kl/年以上のエネルギーを使用している事業者等)、計画年度の複数年度化、交通や物流等の視点の追加、県による助言・指導・評価・表彰等の実施 ・電気やガス等のエネルギー供給事業者やそれらの事業者団体などに対し、エネルギー供給における低炭素化や再生可能エネルギーの普及・供給拡大に係る取り組みを促すため、現行の「再生可能エネルギー計画書制度」を発展させ、エネルギー供給事業者に対する「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制」を導入(P33)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数287者 計画書提出者数287者(提出率100%) 計画書の評価・公表 条例に基づく立入調査件数:160件(H26～H28累計)	・条例で対象事業者に対して計画書の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間3年化、交通・物流の追加、作成の助言、現場確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～	対象事業者のH27年度GHG排出量実績: H25年度比▲2.2%(H26年度比▲1.6%) H28年度計画書提出者数:287者 立入調査件数:160件(H26～H28累計)	・評価による優遇施策や制度がない。 ・評価の周知方法は県HPのみのため、認知度が低い。 ・評価は5段階評価の上位2ランクの事業者のみを公表し、評価が低いことを容認する事業者の底上げに繋がらない。	A	3	
		事業活動用の機器を効率的に使用する									
		事業活動用の機器を高効率化する									
	中小規模事業者の取組促進	意欲的な事業者の取組を評価する	地球温暖化対策計画書の任意提出制度	・意欲的な中小規模事業者が「事業活動温暖化対策計画書制度」へ任意参加でき、県による助言・評価・表彰などを受けられるようにする ・環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の導入に向けた研修会の開催や、県が財やサービスを調達する際に価格以外にEMSの取組を考慮する仕組みづくりの検討などによりEMSの導入促進を図り、事業者のエネルギー管理の取組を支援(P33)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)任意提出者数2者 計画書の評価・公表 条例に基づく立入調査件数:1件(H26～H28累計)	''	任意提出数:2社(H28年度末時点)	任意提出に対する事業者の動機付けとなる制度や優遇措置が少なく、県の現地確認による助言のみにとどまっている。	B	4	
		事業者間での知見の普及を促進する	信州省エネパトロール隊の支援	・「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」を引き続き実施(P33)			・信州省エネパトロール隊の活動に係る旅費や隊員育成に係る費用を支援 ・実施年度H17～	H26診断件数:51件 H27診断件数:17件 H28診断件数8件 講習会4回/年、参加者数400名/年	・診断件数の減少 ・協力企業のボランティアで成り立っており、事業拡大や安定的な隊員派遣が難しい	B	5
	他の事業者の模範となる先進的なモデルづくり	高度な目標を掲げ、取り組む事業者を支援する	事業者向け協定制	・事業者が温室効果ガスの排出抑制について、一定の基準を満たす意欲的な取組を自主的に行うことを促進するため、県と事業者間での「協定制」を設ける ・省エネやフロン類等の対策、未利用エネルギーの活用等について、意欲的な目標を設定し、目標達成のための取組を実施する事業者と複数年度の協定を締結する ・事業者は、県に対して取組状況・結果を報告し、県は、事業者に対して支援を行う(P33)		なし			・意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	C	6
事業者間の連携・協力の促進	事業者間での知見の普及を促進する	業種・業態別協議会	・「長野県温暖化対策病院協議会」「長野県温暖化対策商業施設協議会」「長野県温暖化対策宿泊施設協議会」の活性化や組織化を推進 ・病院や事業者が取り組む自主的な温暖化対策の推進、宿泊事業者が取り組むアメニティ軽減につながる取組や環境負荷軽減活動などを支援(P33)			・各協議会で研修や意見交換等を実施 ・実施年度H20～	会員数 病院:91、商業:45、宿泊:1124 研修等実績(毎年) 病院:理事会1回、総会2回 商業、宿泊:研修会1回	商業施設と宿泊施設協議会の活動活性化が課題	A	7	

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号	
環境エネルギーに配慮された建築物を普及する	新築建築物の取組促進	環境エネルギーに配慮された建築物の選択を促進する	建築物における環境エネルギー性能検討制度	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物環境配慮計画書制度」を拡充し、建築物における「環境エネルギー性能検討制度」を実施 県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した新築を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対して発信(P34) 	長野県地球温暖化対策条例第20条(環境負荷低減検討) 2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H26年度:5件 H27年度:58件 H28年度:集計中(60件程度) 新築戸建住宅の環境エネルギー性能検討後の省エネ基準等への適合率 81.7%	長野県地球温暖化対策条例により戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、環境エネルギー性能検討を義務化	2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H26年度:5件 H27年度:58件 検討制度の普及による、建築物の建築主の意識高揚 新築戸建住宅の省エネ基準等への適合状況:適合する81.7%(H28.1~H28.12アンケート調査)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、平成29年4月1日から2,000㎡以上の非住宅を新築等する場合の省エネ基準への適合が義務化されることから、今後の条例の在り方に関する検討が必要	A	8	
			低炭素建築物新築等計画認定の促進	<ul style="list-style-type: none"> エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を促進 環境エネルギー性能の高い住宅、建築物の設計、技術、機能等を評価する仕組みなど、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入(P34,35) 		長野県地球温暖化対策条例の講習会等において、低炭素建築物の認定制度等について周知を図る	低炭素建築物新築等認定件数 H25 54件 H26 35件 H27 121件	認定住宅を供給する事業者数の拡大	A	10	
		ふるさと信州・環の住まい認定制度	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと信州・環の住まい認定制度の活用(P34) 		認定住宅の建設費用の一部を補助 「ふるさと信州・環の住まい助成金」(H27まで) 「信州型健康エコ住宅助成金」(H28から)	認定件数 H25 185件 H26 144件 H27 139件	認定住宅を供給する事業者数の拡大	A	11		
		長野県住まいづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 県と関係団体によって組織する「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、技術講習会の開催や評価ツールの普及などを実施 国の2020(平成32)年度まで段階的に建築物の断熱性能を規制する方針(「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方針について中間とりまとめ)に着実に対応できるよう取り組む(P35) 		県単独又は建築関係団体との共催により、評価ツールの普及を図るための講習会を開催	講習会受講者数 H25 908人 H26 825人 H27 169人 H28 132人	講習会の開催等により評価ツールの普及に一定の成果が得られたため、H28年度末で県単独事業は終了。今後は関連団体と連携しながら、必要に応じ他の講習会など機会を捉えて普及啓発を実施。	D	12		
	既築建築物の取組促進	既存住宅の断熱改修を促進する	リフォーム助成制度等	<ul style="list-style-type: none"> ビルなどの事業用の建築物については、「事業活動温暖化対策計画書制度」を通じて対策を促す 県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した改修を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対して発信 既存住宅については、リフォーム助成制度等の活用や環境エネルギー性能の診断の仕組み等、環境エネルギー性能を高める改修を誘導できるよう、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入 「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、建築事業者の住宅リフォーム技術の向上への取組を支援(P35) 		県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて県有施設の省エネルギー化を推進	県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて県有施設の省エネルギー化を推進	・H24 5件 ・H25 1件 ・H26 8件 ・H27 13件 ・H28 66件	県組織において、改修等を実施する際の省エネ推進の意識が浸透していない。協議制度をより充実させ、具体的な省エネ効果の算出を担当レベルで把握の上、予算を要求していく手法の確立など、計画的、効率的な省エネ施策の推進が必要。	B	13
					既存住宅について、省エネリフォームの費用の一部を助成 「信州型住宅リフォーム助成金(一般型、移住促進型)」(H29からは省エネ性能向上を重視した制度に見直して実施) 「信州型住宅リフォーム助成金(省エネ先導モデル型)」(H28~29 大規模な省エネリフォームの支援と、事例集による情報発信、啓発)	信州型住宅リフォーム助成件数 H25 217件 H26 182件 H27 149件	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な省エネリフォームの普及啓発 省エネリフォーム技術の向上 住宅の総数に比した助成件数は少なく、影響が限定的 既存住宅の省エネ診断や情報提供など、環境エネルギー性能を高める改修を誘導する仕組みの検討が必要 	B	14		

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号	
環境エネルギーに配慮されたまちづくりを進める	環境負荷の低い交通・運輸への転換	交通政策と環境政策の連携を図る	新たな総合交通ビジョン	・長野県の交通のあり方を示す「長野県新総合交通ビジョン」において、環境エネルギー政策の視点を盛り込む (P36)		・H25.3策定の同ビジョンに県が取り組むべき施策の方向性として、公共交通とマイカーの使い分け、自転車の積極的利用、燃費性能の良い自動車の普及などを盛り込み済み ・実施年度H24	・長野県モビリティ・マネジメント検討チームを設置し、公共交通における利用促進策の普及方法等について検討(5回、H27) ・県内EV,PHV保有台数(年度末) H25:1,178、H26:1,616、H27:2,002 ・自転車条例(仮称)において自転車利用促進を位置づける方向で検討中	・公共交通利用促進における、県全体の機運醸成に向けた具体的な施策のあり方	A	15	
		公共交通を維持・活性化する	広域幹線バスに対する支援	・市町村が中心となり取り組んでいる地域協議会などにおいて、地域の実情に応じた効果的な方策の検討を支援するなど、住民の生活に欠かせない地域公共交通の確保維持を促進 (P36)		・国、県、市町村、乗合バス事業者等と協議の上、地域間幹線系統確保維持計画を策定し、対象バス路線運行に補助 ・実施年度H23～ ・県がバス車両を購入し、乗合バス事業者へ貸与 ・実施年度H27～	・補助実績:5社、204,798千円(H28見込) ・貸与実績:2社、2台(H28)	・一部の補助対象バス路線の利用者減少に伴い、バス事業者又は沿線市町村の赤字補填額が増加しており、路線の維持・確保に影響を与えている。	A	16	
		自動車から公共交通利用への転換を促進する	通勤・来客交通計画書制度(事業活動計画書制度と一体)	・通勤や来客の交通について、事業者が自主的に転換を促進するよう「通勤・来客交通計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用 ・公共交通利用促進の取組として、従前から実施している「バス・電車ふれあいデー」を継続して実施 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数287者 公共交通利用促進実施者数84者(実施率29%)	・事業活動温暖化対策計画書制度において、通勤や来客者に対する交通対策の計画を含めて運用 ・実施年度H26～ ・毎週水曜日をバス・電車ふれあいデーとして、バス・鉄道事業者から回数券割引等の協力を得ながら実施 ・実施年度S59～ ・公共交通利用への転換のきっかけづくりとして、参加事業を募り県下一斉ノーマイカー通勤ウィークを環境保全協会と共同で実施 ・実施年度H21～	・事業活動温暖化対策計画書制度において、84者(29%)が公共交通の利用促進を実施 ・特別割引回数券の販売実績:2千冊(H27) ・県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク参加事業所数 H25:171、H26:118、H27:80、H28:69	・事業者にとって、通勤や来客者の公共交通への転換に係るメリットがなく、優遇施策や制度もない ・回数券販売数については、直近10年間では10千冊前半で推移してきたが、ここ数年では、年間2～3千冊台まで減少している。 ・参加事業所数の減少	B	17	
		物流の効率化を促進する	物流計画書制度(事業活動計画書制度と一体)	・事業者が自主的かつ関係事業者と連携して効率化を促進するよう「物流計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)公共交通利用促進実施者数117者(実施率41%)	・事業活動温暖化対策計画書制度において、物流の合理化対策の記述欄を設け、運用 ・実施年度H26～ ・H29予算26,958千円	・事業活動温暖化対策計画書制度において、117者が物流の合理化措置を実施	・優遇施策や制度がない	A	18	
	自動車使用に伴う環境負荷の低減	自動車環境情報提供制度	自動車環境情報提供制度	・「自動車環境情報提供制度」を基本に、販売事業者による環境マイスター認定の取組との連携を強化 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第17条(自動車環境情報提供) 同条例及び省エネ法に基づき、燃費等がカタログに記載				・自動車の環境性能に関する情報提供は、十分に定着してきている	C	19
		環境負荷の低い自動車を普及する	長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会	・県と関係団体、事業者で構成する「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、方策を検討・推進 (P36)			・国のEV、PHV、FCV等支援策の動向を注視しながら、研修や意見交換を必要に応じて実施 ・実施年度H23～	・意見交換会開催数:1～2回/年 ・長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンについて意見交換		A	20
		次世代自動車の普及環境整備	次世代自動車の普及環境整備	・「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、次世代自動車の普及に資する環境を整備 (P36)			・H25.6に長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定し、普及支援 ・充電器設置箇所数 H25:146、H26:186、H27:360、H28:415(急速150、普通265) ・県内EV,PHV保有台数(年度末) H25:1,178、H26:1,616、H27:2,002	・急速充電器の空白箇所への整備 ・国の充電器補助が縮小	A	21	
		運転時の環境負荷低減を促進する	アイドリング・ストップ実施周知制度	・「アイドリング・ストップ実施周知制度」(駐車場へのアイドリング・ストップ呼びかけ掲示の義務付け)を引き続き実施 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第16条(アイドリングストップ)掲示率平均 82%(H25～28、1,067施設調査)未掲示事業者に掲示を指導	・長野県地球温暖化対策条例にて、大規模駐車場の管理者に対するアイドリング・ストップ呼びかけ掲示を義務付け ・地域振興局職員が掲示状況を調査し、未掲示の場合は掲示を指導	・対象施設の掲示率 H25 83.0% H26 82.1% H27 84.0% H28 79.5% (H25～28年度平均 82%) 調査施設数 1,067施設(H25～H28累計)	・小規模で利用者が多い駐車場における周知ができていない	A	22	

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号
環境エネルギーに配慮されたまちづくりを進める	環境負荷の低いまちづくり・面的取組の促進	都市計画と環境政策の連携を図る	都市計画方針の策定	・都市計画(長野県都市計画ビジョン、圏域マスタープラン、区域マスタープラン)の改定時を捉え、低炭素都市づくりの視点を盛り込むよう努める(P36)		・都市計画(長野県都市計画ビジョン、区域マスタープラン)に低炭素都市づくりに関する文言を記載 ・エコ観光地づくりモデル事業において、EVを活用し観光地の交通の低炭素化を目指す(H27～) ・H29制定に向けて作業中の自転車条例(仮称)に、自転車利用促進の視点を盛り込む予定	・H25～H28で、17の都市計画区域マスタープランに「低炭素なまちづくり」「温室効果ガスの排出の低減」の文言を記載。(全体で39に記載) ・H28.2「エコ観光地づくりモデル事業計画」策定 ・自転車所油冷(仮)制定作業中	・低炭素なまちづくりに関する具体的な言及が難しい。 ・他部局・市町村・利害関係者を巻き込んだ実効性のある計画の策定支援が必要	B	23
		未利用エネルギーの面的活用を促進する	未利用エネルギー活用検討制度(自然エネルギー導入検討制度と一体)	・大規模な建築(床面積10,000㎡以上の建築物の新築等)に関して「未利用エネルギー活用検討制度」を設け、建築物における「自然エネルギー導入検討制度」と一体で運用(P36)	長野県地球温暖化対策条例第22条(未利用エネルギー活用) H27年度届出件数7件 うち、2件は規模未満の任意 7件中3件で未利用エネルギー活用	・自然エネルギー導入検討制度において床面積10,000㎡以上の建築物の新築等に関して、未利用エネルギー活用を義務化 ・実施年度H26～	・H27年度未利用エネルギー活用(条例に基づく届出58件のうち)7件(うち2件は規模未満の任意提出) 7件中3件で未利用エネルギー活用	・既存建築物、10,000㎡以下の建築物における未利用エネルギー活用	A	24
		市町村の環境まちづくりを支援する	市町村研究会	・県と市町村で構成する「地球温暖化対策・自然エネルギー研究会」を通じて、エコまち法における低炭素まちづくり計画の策定に必要な情報や専門的な知見を提供 ・圏域レベルでの都市計画、交通政策及び環境エネルギー政策が連携して施策を講じていく手法の研究についても検討(P36)		・市町村と共同で研究会を開催し、知見や課題を共有、検討 ・実施年度H23～	・年4～6回開催 ・テーマは、エネルギー自立地域や地域が主体となった自然エネルギー導入事業など		A	25
エネルギー需給情報の把握	エネルギー供給事業者から情報提供を受ける	エネルギー供給事業者から情報提供を受ける	エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策計画書制度	・「再生可能エネルギー計画書制度」を「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」へ発展させ、エネルギー供給事業者による県内への供給実績の報告・公表を促進(P38)	長野県地球温暖化対策条例第25条(エネルギー供給計画書) H28制度対象者数26者 計画書提出者数26者 計画書の公表	・長野県地球温暖化対策条例で対象事業者に対して計画書・報告書の提出を義務化 ・県内に電気を供給する小売電気事業者は、3ヶ年の計画期間中の電気の排出係数や自然エネルギー調達量の見通しを計画し、実績を共に公表。	H28年度計画書提出者数: 26者	・短時間帯の集中を回避する需給情報は把握できない ・計画書等は県HPと事業者自らの公表のためのため、認知度が低い。	A	26
		使用時間帯等集中回避(シフト・チェンジ)	事業者・家庭での行動を促進する	信州省エネ大作戦	・夏季及び冬季を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギー利用の時間帯をずらす(シフト)、エネルギー効率の高い機器への買替えや電気以外のエネルギー源の活用(チェンジ)など、事業者及び家庭での需要を分散・抑制する行動の促進 ・効果的な需要の分散・抑制を促しつつ、無理な行動によって事業活動や生活に支障が生じないよう、適切な情報提供と行動の呼びかけによる夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」を引き続き実施 ・効果的な手法やエネルギーの特性に係る情報については、事業者に対しては「事業活動温暖化対策計画書制度」や「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」「事業者協議会」を通じて、家庭に対しては「家庭の省エネサポート制度」を通じて普及(P38)		・信州省エネ大作戦の取組期間を通じて広報活動を展開。クール(あったか)シェア事業によりピークカットの抑制する行動を促進した。 さらに、ピークカットチャレンジなどのイベント通じた啓発や地球温暖化対策計画書制度対象事業者等に対する電力ピーク抑制情報の提供などを実施 ・報道機関を含めた信州省エネ大作戦実行委員会を設立し、ピークカットの意義や有効な方法についてより効果的な広報の実施に努めている ・年に1回、節電省エネ対策セミナーを開催	最大電力需要の実績 H25年度: ▲0.5% H26年度: ▲1.2% H27年度: +5.7% H28年度: ※目標(2020(H32)年度): H22年度比▲15%	最大電力需要の構成内訳が不明であることから、効果的な対策が困難。 最大電力需要の正確な把握が必要。	B
既存の水力発電所を効率的に管理・運用するとともに、自然エネルギーの普及・拡大に向け積極的に取り組む	効果的な電気事業の展開		公営事業としての継続	・長野県電気事業は、公営企業として継続 ・国の動向を注視し、経営形態を含め、適切かつ柔軟に対応 ・水力発電所の新規開発・技術支援等により、地域社会に貢献するとともに、さらなる自然エネルギーの普及・拡大に寄与する(P44)		・県内に16の水力発電所を有し、最大出力合計は約10万kW(H29.4.1現在)で、全国26公営企業事業者の中では第9位の規模となっている。 ・電気事業で得た利益の一部を県の一般会計に拠出し、地域へ還元	・県内世帯のうち企業局供給電力量で賄える世帯割合 12.7% (H29.4.1現在) ・平成23年度を除き、黒字を確保 今後も、経営の安定に努めるとともに、地域貢献に積極的に取り組む		A	28
			新規水力発電所の建設	・固定価格買取制度を活用して、新たに小水力発電所を建設(P44)		高遠発電所、奥裾花第2発電所の新規発電所を建設	・H29年4月1日より運転を開始し、「信州発自然エネルギー」として大都市へ売電 ・3つの県管理ダムで新たに水力発電所を建設し、H32年度末までに稼働予定		A	29
	自然エネルギーの普及・拡大		自然エネルギー施策を財政的に支援	・既存の水力発電所においても、固定価格買取制度による売電を行い、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援(P44)		地域主導による自然エネルギーの普及拡大を推進するため、「長野県自然エネルギー地域基金」へ積立て一般会計へ繰出し	H26～28で当初予定のとおり総額5億円を繰出し、H29年度～32年度は、県有施設の省エネ事業に総額4.5億円の繰出しを予定		D	30
	企業局のノウハウを自然エネルギー普及へ活用		中小規模水力発電技術支援	・企業局に「中小規模水力発電技術支援チーム」を設け、県内で小水力発電事業に取り組む事業者主体に対し、専門的な助言による支援を実施(P44)		個別相談や、水力発電推進マニュアルの作成、インターネットを利用した情報提供を実施	【相談実績】40件(H24:18件、H25:1件、H26:11件、H27:5件、H28:5件) 引続き、各部局連携による「小水力キャラバン隊」に加わるとともに、中小水力発電の設置を検討している者に対し、技術的な支援を実施 【水力発電推進マニュアル】 発電所の建設や管理運営の経験等を基に技術的な観点マニュアルを策定。		A	31

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号
循環型社会の形成を推進する	廃棄物の排出抑制の推進 (リデュース)			<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減や食べ残し削減などの身近な取り組みにより、ごみの排出抑制を推進 ・一般廃棄物処理の有料化制度や、排出事業者の自主的な排出抑制の取組の支援、EMSの導入推奨により、廃棄物の排出抑制を推進 (P47) 	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第55条(準多量排出者の計画) H26 75者 102千トン H27 126者 112千トン H28 111者 計画提出	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進 ・レジ袋削減県民スクラム運動(実施年度H20年度～) ・「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」(実施年度H22年度～) ・一般廃棄物処理の有料化制度の推進 一般廃棄物処理実務セミナー等において、市町村に対する有料化の事例紹介や啓発を実施 ・実施年度20年度～ ・排出事業者の発生抑制の支援 多量排出事業者の減量等の取組に係る計画の策定・実施に係る支援を実施。また、産業廃棄物処理技術等研修会等の研修会を実施 ・実施年度13年度～ 	マイバッグ持参率は増加 ・H23年度末52.3%⇒H28年度末66.8% 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数 ・H23年度末252店舗(飲食店、宿泊施設)⇒H28年度末617店舗(飲食店、宿泊施設、小売店) 有料化導入市町村 ・H25 60市町村、 H26 60市町村 H27 60市町村、 H28 61市町村 多量排出事業者の排出量 ・H25 3,450千トン H26 3,352千トン H27 3,609千トン	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率の伸び悩み ・有料化導入市町村の伸び悩み ・多量排出事業者の排出量が減少しない 	A	32
	再使用の推進 (リユース)			<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器の使用や学校給食におけるびん牛乳の利用などを推進 ・県民・事業者が個々に取り組むリユースを推進 (P47) 		<ul style="list-style-type: none"> ・県民等が取り組むリユースの推進 排出事業者等を対象にした3R実践講習会等において、リユースを含む3Rの推進について啓発を実施 ・実施年度H21年度～ 	3R実践講習会参加者数 H25 100名 H26 122名 H27 128名 H28 96名	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースの状況を直接示す指標がない。 	A	33
	リサイクルの推進 (リサイクル)			<ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法(容器包装廃棄物・使用済み家電・食品廃棄物・建設系廃棄物・使用済み自動車等)の円滑な推進 ・市町村・県民・事業者が取り組むリサイクルを推進 (P47) 		<ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法の円滑な推進 ・実施年度法施行～ 	第8期長野県分別収集促進計画を策定 家電リサイクル法の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合 H25年度53%(41市町村)⇒平成28年度54.5%(42市町村) 小型家電リサイクル法の使用済み小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合 H25年度22%(17市町村)⇒H28年度63.6%(49市町村) 自動車リサイクル法 引取報告件数(平成27年度) 引取業 64,946件 フロン類回収業 56,040件 解体業 66,941件 破砕業 63,520件 立入検査の状況(平成27年度) 立入検査件数556件 うち指導件数5件		A	34
	3Rの総合的な取組の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集の推進、産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の推進、環境美化活動の取組、環境教育・環境学習などにより、3Rの総合的な取組を推進 (P47) 		<ul style="list-style-type: none"> ・各種美化キャンペーンの実施 地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化活動の輪を更に県民運動として広げ、観光地も含めた環境美化運動を推進し、長野県全体をきれいにする「きれいな信州環境美化運動」の運動を展開。(実施年度23年度～) ・一般廃棄物の3Rの推進 市町村等に対する一般廃棄物処理実務セミナー等により排出抑制や再資源化の取組み支援を実施。(実施年度20年度～) ・産業廃棄物の3Rの推進 産業廃棄物3R実践協定を推進し、事業者の自主的な3Rの取組みを支援。(実施年度16年度～) 	「きれいな信州環境美化運動」キャンペーン期間中の実績 平成23年度参加人数 約22.5万人 ⇒ 平成28年度参加人数 約28.3万人 一般廃棄物総排出量、一般廃棄物リサイクル率 H25 667千トン H25 24.7% H26 657千トン H26 23.1% H27 654千トン H27 23.0% 産業廃棄物3R実践協定締結事業者数 H25年度末 142者 H26年度末 150者 H27年度末 153者 H28年度末 172者	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結事業者の伸び悩み 	A	35

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号	
フロン類等の漏出防止と回収・破壊を促進する	ノンフロン製品等の普及の促進	ノンフロン事業用機器の導入を促進する	事業者向け協定制度	ノンフロン製品などが実用化している機器等においては、その普及を促進するための対策を促すため、事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とし、意欲的な事業者の取組を支援(P48)		なし			・意欲的な事業者は、代替フロン生産規制など将来的なリスクに備え自発的に取組を推進するため、施策効果が薄い。	C	36
	事業活動におけるフロン類等の漏出防止	使用するフロン類等の管理を促進する	事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度	・三ふっ化窒素(NF3)と一部のHFCS及びPFCSについては、国で定める温室効果ガスの対象となった場合に、県の温室効果ガスの対象に含めるとともに、「事業活動温暖化対策計画書制度」の中で、事業者の使用量の報告を求める ・「事業活動温暖化対策計画書制度」においてガス別の管理を行うようにするとともに、管理手法や漏出防止策を示し、対策を促進(P48)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数13者 計画書提出者数13者(提出率100%) 計画書の評価・公表 条例に基づく立入調査 件数:7件	・長野県地球温暖化対策条例で、HFC等の温室効果ガスの排出量の多い事業者に計画書等の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間を3年とし、計画作成の助言、現場確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～	H27年度対象事業者(HFCなどその他ガス)のGHG排出量実績: H25年度比10.7%増(H26年度比8.4%増) H28年度計画書提出の対象者数:13者	・排出量増加の主要因は、廃棄物焼却や下水道処理など処理量の増加によるもので、対応が難しい。	B	37	
											特別な漏出防止等の取組を促進する
	フロン類等の確実な回収・破壊	フロン回収・破壊法を適正に執行する	フロン回収・破壊法の執行	フロン回収・破壊法、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の適正な執行によって、フロン類等の確実な回収及び破壊を促進(P48)			・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の適正執行により、フロン類の確実な処理を促進する。 ・フロン回収・破壊法がフロン排出抑制法に改正(H27.4施行)、充填業務も規制対象となった。	・フロン類の回収実績 回収台数 回収量 H25年度 14,752台 54,332kg H26年度 15,604台 64,647kg H27年度 16,527台 82,445kg ・フロン類の充填実績(H27年度) 充填台数 8,480台 充填量 87,941kg	・オゾン層保護と地球温暖化防止の観点から、ノンフロン製品への転換と、使用時及び廃棄時のフロン類の適切な取り扱いが求められている。	A	39
暮らしを守る森林づくりを推進する	多様な森林整備の推進	施策集約化と森林整備を推進する	吸収源対策としての間伐等の推進	・「長野県森林づくり県民税」などを活用し、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コストな利用間伐などの集約化施策を推進 ・主伐・植栽を実施して林齢の多様化を図るなど、持続的に資源が供給できる森林づくりを推進(P49)		・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、集約化施策を推進 ・主伐から植栽までの一貫作業システムによる低コスト再造林の実現するための研修会の開催 ・間伐等森林整備の推進	・路網整備延長:510km(H25～H27) ・高性能林業機械の導入:37台(H25～H27) ・集約化面積:4,705ha(H25～H27) ・一貫作業システムの普及に向け、国と協同での研修会の開催(H28) ・間伐等森林整備面積:53,803ha(H25～H27)	・施策集約については、集落周辺の所有規模の細かい私有林が残ってきているため、集約化を進めるための仕組みづくりの検討が必要。 ・一貫作業システムの導入を促進するとともに低コスト再造林の実現の技術の普及・定着が必要。	A	40	
木を活かした産業づくりを推進する	信州の木の利用促進	様々な分野での利用を拡大する	公共建築物・住宅等への県産材の利用拡大	・県産材利用指針に基づき、住宅や公共建築物等を中心とする、様々な用途での県産材の利用拡大を推進し、二酸化炭素の吸収・固定を促進(P49)		県産材を利用した住宅の新築、リフォームについて、工事費用の一部を助成 「ふるさと信州・環の住まい助成金」(新築、H27まで) 「信州健康エコ住宅助成金」(新築、H28から) 「信州型住宅リフォーム助成金」 ・公共施設の木造化の推進 ・県・市町村の営繕担当者等への木造建築物のPR ・個人住宅における県産材利用の促進	助成住宅における県産材使用量 H25 3,746m3 H26 3,174m3 H27 3,059m3 ※リフォーム分(100m3/年程度)は含まない ・木造公共施設整備:46件(H25～H28) ・県産材利用連絡会議の開催(H25～H28) ・県内設計士向け県産材利用推進セミナーの開催(H25～H28)	・県産材利用量の拡大 ・今後は、個人住宅、公共施設ともに新規着工数は減少していくため、耐震、断熱等の改修工事に併せた木質化の推進も必要。	A	41	
森林を支える地域づくりを推進する	森林の多面的利用の推進	新たな森林産業を創造する	共通	・特用林産物の生産振興を図るとともに、森林セラピー等、森林と他産業とを結びつけた新たな森林産業の創造や山村の6次産業化に向けた取組を推進(P49)		—	—	—	—	—	42
			県産材利用によるCO2固定量の認証	・県産材利用による二酸化炭素固定量の認証を推進(P49)		・CO2固定量審査委員会の開催(年4回) ・CO2固定認証証書の発行	認証件数:90件(H25～H28) 固定量:3893.3CO2-t	個人住宅における認証が減少しており、認証取得効果のPRが必要	A	43	
			木質バイオマスカーボンオフセットの推進	・木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進(P49)		・企業と協働して木質バイオマスの利用によるCO2吸収の削減量を定量的に評価する仕組みを構築	(参考)クレジットの販売実績:485t(H20～H24) 平成25年度以降はクレジットで優位な環境省のJ-クレジット制度へ移行		D	44	

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号
地球温暖化の影響による県内への被害を抑制する	地球温暖化の影響を把握し、予測する	県内の様々な情報やデータを収集・統合する	気候変動モニタリング(観測)体制の構築	・環境保全研究所を中心に、関係機関、研究機関、大学、団体、専門家で構成する「気候変動モニタリング(観測)体制」を構築 ・有益なデータを観測している機関等の中で、観測データの共有や融通を可能にし、恒常的な観測・研究体制を構築(P51)		・H26.11に環境保全研究所が信州・気候変動モニタリングネットワークを構築し、気象観測データを収集 ・H27.12に環境保全研究所が文科省「気候変動適応技術社会実装プログラム」に参加し、気候変動やその影響の予測研究 ・実施年度H26～	・県内348地点、最大約100年分の気象観測データ(気温、降雨量、積雪量など)を収集 ・構成:研究機関、国、県の51機関 ・農業、防災、生態系、暑熱分野への影響について予測を実施中	・参画機関の拡大 ・データの質の確保	A	45
	地球温暖化の影響への適応策を進める	適応の手法、技術、政策を分野連携で検討・推進する	信州・気候変動適応プラットフォーム	・相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を図り、科学的情報に基づく長野県の地球温暖化対策のための施策の推進に寄与することを目的として、長野県環境保全研究所を中心に、国や県、市町村の関係機関、県内に所在する研究機関、団体、大学等で構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」を構築(P51)		・H28.10に信州・気候変動適応プラットフォームを構築 ・実施年度H28～	・農業、防災、生態系分野において、適応のために必要な情報等に関する検討を実施中 ・構成:産学官の49機関	・参画機関の拡大 ・観光(雪、景観等)やまちづくりなど幅広い分野での連携の拡大 ・企業を巻き込み、具体的な技術開発を促進する取組みが必要	B	46
自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える	自然エネルギーの情報を広範な県民間で共有する体制	地域住民との情報共有の場をつくる	自然エネルギー信州ネット等との連携 ・地域協議会との連携	・自然エネルギー源の活用について、県民の中から主体的な担い手が多く生まれるよう、基礎となる情報や知見を県民、各地域で共有する場の設置や運営を促進 ・信州ネット等と連携し、自然エネルギーに係る情報や知見を県民、各地域で共有する場づくりを提供 ・自然エネルギーに係る地域協議会の設置や活動を促進・支援し、地域の事業者や行政、住民等の情報共有や事業化に向けた連携の場づくりを進める(P39)		■自然エネルギー信州ネットと連携・協力し、地域協議会の立ち上げを支援。また、会員への自然エネルギーに関する情報提供や、一般県民を対象とした自然エネルギーの普及・啓発のための各種イベントを開催。	・県内各地に地域協議会が設立され、地域の特色ある取組みが実施されている。 ・SUWACOlaborにおいて太陽光発電のデータの収集や研究を行い、事業成果発表会等を通じて県民に情報を提供。	県内各地域における取組を活性化させる必要がある。	A	47
		制度、技術、事業等に係る情報を整備、提供する	市町村研究会 ・調査・研究成果の広範な提供	・市町村等との連携については、全市町村担当者に呼びかけて開催する市町村研究会の活用により行う ・自然エネルギー事業の基礎となる事項やデータ等については、長野県内の自然エネルギーポテンシャル情報の提供のほか、地域主導型の自然エネルギーの事業化に向けた手引き等の検討、整備を行い、専門的な情報についての公表・提供を進める(P39)		■地球温暖化対策の推進や自然エネルギーの普及拡大を目的とした研究会、有識者による自然エネルギー導入に係る個別相談会の実施により、市町村等と情報を共有。 ■県有施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入のプロジェクトにより得られた知見をまとめた手引き、地域と調和した太陽光発電を促進するための市町村対応マニュアルといった、自然エネルギーに係る専門的な情報を公表・提供。	・市町村研究会の開催回数 19回(H25年度以降の累計) ・次の手引等を公表 県有施設における太陽光発電設備導入検討の手引 太陽発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル		A	48

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号
自然エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組み	自然エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組み	人材育成、専門家派遣を担う中間支援組織を支援する	地域環境エネルギーオフィスの創出促進	・県民の間で自然エネルギー事業に関する知見を広げていくために、信州ネットや自然エネルギーに係る地域協議会などにおける自然エネルギー事業に関する人材育成や専門家派遣等の中間支援機能を支援 ・自然エネルギー事業に係る技術的、経営的なノウハウを提供し、地域の自然エネルギー事業のインキュベートを行う「地域環境エネルギーオフィス」の創出を促進 (P39)		<p>■エネルギー自立地域を促進する人材育成事業により、地域主導型自然エネルギーの事業化に必要な知識・ノウハウを習得するための人材育成プログラムを実施。</p> <p>■自然エネルギー人材バンク&情報データベースの構築及び運用により、地域における自然エネルギー事業の立上げを支援。</p>	<p>・講義及び実地研修による自然エネ分野の基礎知識を学ぶ育成プログラムの実施</p> <p>・人材バンク37名、関連法規71件、補助制度14件を登録(平成28年3月末現在)。アクセス状況(平成26年6月30日～平成27年3月15日の259日間):アクセス者数6,241人(1日当たり24.1人)、ページ閲覧数43,277ページ(1日当たり167.1ページ)</p>	・地域主導型の自然エネルギー事業を起業する人材への支援。	A	49
		県民による起業・事業化を支援する	<p>地域主導型の自然エネルギー事業化支援</p> <p>・中小企業向け融資</p> <p>・地域金融機関等との連携による資金調達の仕組みづくり</p>	<p>・地域主導型のビジネスモデルの立ち上げを支援(地域の資源、技術、資金を活用した地域の事業体により売電事業等を行い、収益を地域社会に還元する公共性の高い地域主導型の事業モデルを創出すること、県有施設や未利用地を活用した革新的な地域主導型の自然エネルギー事業を創出することに重点)</p> <p>・地域主導型ビジネスモデルのノウハウや経験を信州ネットや自然エネルギーに係る地域協議会を通じて、共有・発信</p> <p>・供給設備の初期投資の調達を円滑に進めるため、中小企業向け融資制度の検討、活用を進める</p> <p>・地域金融機関からのプロジェクトファイナンス等による融資や市民出資の活用を円滑化するため、金融機関や関係団体とともに自然エネルギー事業の経済性、公共性の評価について研究を行うなど、多様な資金調達の仕組みづくりに取り組む (P39、40)</p>		<p>■地域主導型自然エネルギー創出支援事業により、地域主導型の自然エネルギー事業の立上げを支援。</p> <p>■収益納付型補助金により自然エネルギー事業の立上げを支援。</p> <p>■地域金融機関とともに、自然エネルギー事業への融資について情報共有・研究を行う金融研究会を開催。</p> <p>■自然エネルギー信州ネットと連携・協力し、自然エネルギーの事業化モデルの構築を検討。成果をまとめ発信。</p>	<p>・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数:32件</p> <p>・自然エネルギー地域発電推進事業による支援件数:18件</p> <p>・金融研究会において、自然エネルギー事業の立ち上げを効果的に支援する収益納付型補助金の制度を設計。</p> <p>・自然エネルギー信州ネットに委託し、自然エネルギーの事業化のための手引きを作成</p>	<p>・FITの対象とならない熱事業の普及促進</p> <p>・熱事業は、小規模ボイラーのサービス提供体制の構築など、普及に向けた環境づくりが必要</p> <p>・収益納付型補助金も含めて、太陽光以外の種別の自然エネルギーによる発電事業に効果的・集中的な支援をし、自然エネ発電や熱利用の事例が創出されやすい仕組みが必要。</p>	B	50
		産官学民によるモデル事業を推進する	総合特区によるモデル事業	・総合特区制度(規制緩和・支援措置等をセットにした特区制度)等の国の制度も活用して、産官学民でともに取り組むモデル事業を推進 (P39)		<p>■県有施設の屋根貸し事業をはじめ先駆的な地域主導型の自然エネルギービジネス創出を促すため総合特区を申請(平成24年度)</p>	・総合特区指定には至らなかったものの、産官学民協働のモデル事業として全国知事会で表彰。	A	51	
		県内事業者によるサプライチェーン構築を促進する	自然エネルギー供給設備等の開発支援	<p>・「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」などにに基づき、地域特性に応じた費用対効果の高い自然エネルギー供給設備や関連機器等の開発を支援</p> <p>・「Made in 信州」による自然エネルギーの事業化を進めるため、県内事業者によるサプライチェーンの構築を促進 (P40)</p>		<p>■環境エネルギー分野の技術やノウハウの産業化に向けて、発展潮流にある技術等を見極め、関係者が認識を共有するための勉強会等を開催。</p>	・パリ協定の発効以後、成長産業と期待される環境エネルギー分野の産業化に向けた勉強会を5回開催(平成28年度)	<p>・企業の産業化の取組に対し、産官学民の連携による具体的な支援が必要</p> <p>・産業クラスター先進地であるドイツの知見の活用</p>	B	52
	自然エネルギー事業の経験を促進し、リスクを軽減する取組	地域での経験蓄積を支援する	1村1自然エネルギープロジェクトの登録・環境エネルギーに配慮した災害に強いまちづくりへの支援施策 ・事業化に向けた支援施策 ・地域の活性化に向けた自然エネルギー活用支援施策	<p>・「1村1自然エネルギープロジェクト」の登録を通じて、ある程度の経験蓄積が進んでいる地域から、経験がほとんどない地域に対してまで、情報提供、人材育成、専門家派遣など、地域のニーズにあった支援を行なう</p> <p>・自然エネルギーの事業化支援、地域活性化の観点からの自然エネルギーの活用支援、防災拠点における自然エネルギー供給設備の導入により、災害に強い環境エネルギーに配慮したまちづくり支援等を進める</p> <p>・取組間の経験交流、ネットワーク化の支援等を通じ、地域での自然エネルギー事業の経験蓄積を支援 (P40)</p>		<p>■1村1自然エネルギープロジェクトの募集・登録を行い、ホームページ等で情報提供を行う。</p> <p>■長野県グリーンニューディール基金事業により地域の防災拠点への自然エネルギー設備の導入を支援</p> <p>■地域主導型自然エネルギー創出支援事業により、地域の活性化に向けた自然エネルギーの活用事業を支援。</p> <p>■収益納付型補助金により自然エネルギー事業の事業化を支援</p>	<p>・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録件数:203件</p> <p>・長野県グリーンニューディール基金事業による導入施設数:62箇所</p> <p>・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数:32件</p> <p>・自然エネルギー地域発電推進事業による支援件数:18件</p>	<p>・プロジェクト登録者との意見交換や経過報告会などによる情報の共有がされていない</p> <p>・導入設備が災害時に適切に活用されるための体制づくり</p> <p>・FITの対象とならない熱事業の普及促進。小規模ボイラーのサービス提供体制の構築など、普及に向けた環境づくりが必要</p> <p>・普及が進んだ太陽光発電事業以外の自然エネルギー事業について、収益納付型補助金を含め、さらに効果的・集中的な支援していく必要がある。</p>	B	53
		政策・規制改革を提言する	・市町村等現場の声を踏まえた国への提言 ・自然エネルギー協議会を通じた政策提言	<p>・現場の声を反映して、国に対して政策及び規制改革を積極的に提言</p> <p>・市町村や信州ネット、地域協議会などを通じて現場での支障事例や政策提案を適宜集約し、国への要望や知事会等での提案に活かす</p> <p>・「自然エネルギー協議会」を国や事業者への提案を行う場として活用 (P40)</p>		<p>■地域で支障となっている事例を把握しながら、県独自要望、知事会や自然エネルギー協議会による提言の機会をとりえ、太陽光発電の適正な推進をはじめとする政策提言を実施</p>	<p>・FITの認定情報の自治体への提供システムが稼働</p> <p>・FITの事業計画策定ガイドラインの公表</p> <p>・FITの認定情報の公表(予定)</p>		A	54
		エネルギー供給側からの普及環境の整備を促進する	エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策計画書制度	・「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制」を通じて、エネルギー供給事業者が自然エネルギーの普及・供給拡大のための取組を計画的に推進できるようにする (P33)	長野県地球温暖化対策条例第25条(エネ供給計画書)H28制度対象者数26者計画書提出者数26者計画書の公表	<p>・長野県地球温暖化対策条例で対象事業者に対して計画書・報告書の提出を義務化</p> <p>・県内に電気を供給する小売電気事業者は、3ヶ年の計画期間中の電気の排出係数や自然エネルギー調達量の見通しを計画し、実績を共に公表。(H26～)</p>	H28年度計画書提出者数:26者	・計画書等は県HPと事業者自らの公表のみのため、認知度が低い。	A	55

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	太陽光発電	屋根 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度	・建築物における「自然エネルギー導入検討制度」により普及 ・中小企業向け制度融資を継続 (P40)	長野県地球温暖化対策条例第21条(自然エネルギー導入検討) 2,000㎡以上の建築物 検討結果 届出件数 H26年度:5件 H27年度:58件 H28年度:集計中(60件程度) 新築戸建住宅の自然エネルギー導入検討後の導入率: 37.3%	・長野県地球温暖化対策条例により戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギーの導入検討を義務化 ・自社で使用する電気に係る節電・省エネ設備について、新事業活性化資金(節電・省エネ対策向け)により設備導入を支援	・2,000㎡以上の検討結果届出件数 63件(H26～H27) 新築戸建住宅の自然エネルギー導入検討後の導入率:37.3%(H28.1～H28.12アンケート) ・新事業活性化資金(節電・省エネ対策向け)全体の融資実績 H25:128件、1,904,040千円 H26:61件、863,170千円 H27:8件、125,800千円 H28:4件、52,600千円(2月末現在)	・固定価格買取制度の買取金額が引下げられており、融資実績が減少しつつある。	A	56
		屋根 既存の公共施設・事業所	屋根貸しモデルの確立(県有施設活用プロジェクト)	・「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」を実施し、技術的、経営的なノウハウを広く県内に発信・共有 ・積載荷重に問題のない県有施設の屋根貸しやリース活用を積極的に進め、また、市町村の公共施設の屋根貸しの取組も促進 (P40)		■民間企業等への県有施設の屋根の貸出により、初期投資を軽減した太陽光発電の導入を促進。 ■「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」により得られた知見等を活用した県有施設の屋根貸しの手続きを公表し、市町村における取組を支援。	・第1弾(諏訪湖流域下水道豊田終末処理場)を皮切りに、5件の事例を創出 ・長野県、岡谷酸素及び自然エネルギー信州ネットとの「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」における長野県内の自然エネルギー普及に関する協定の締結 ・「県有施設における太陽光発電設備導入検討の手引」を公表		A	57
		屋根 既存の住宅	初期投資軽減モデルの確立	・屋根貸しモデルやリース方式、あるいは初期投資ゼロで自ら導入するビジネスモデル(以下「初期投資軽減モデル」という。)を確立 ・地域主導の事業者による事業の展開を支援 ・中小企業向け制度融資を継続 (P40)		■1村1自然エネルギープロジェクトにより、屋根貸しや初期投資軽減のモデルとなる情報を発信。	・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 屋根貸し等のモデル 12件 初期投資軽減モデル 5件		A	58
		未利用地	メガソーラーマッチングの推進	・土地の転用などに困難のない一般的な未利用地について、市町村・土地所有者と、事業者との間をつなぐ「メガソーラーマッチング窓口」によって普及 (P41)		■メガソーラーマッチング窓口で事業候補地を公表。	マッチング件数4件 (県有地1件・市町村有地3件) 太陽光発電設備の増加により一定の成果が見られたため、小水力を始めとした地域に利益をもたらす「地域主導型」の自然エネルギーへの支援に移行。		D	59
	小水力発電	共通	・小水力発電の案件形成段階の支援として、適地選定、事業者育成、地域の合意形成、事業計画策定に係る技術、許認可手続き、経営に係る支援を行う「小水力発電キャラバン隊」を立ち上げ、地域の状況を踏まえたオーダーメイドのサポートを行う ・水利権の取得可能性、申請の容易性も踏まえた適地の選定を促すため、水利権相談窓口を県庁に設置 ・研修啓発事業や小水力発電手引き等の整備を進める ・地域の事業者が行う流量調査等の導入可能性の調査・検討、概略設計等の事業開発の支援 ・Made in 信州の水力発電の技術の活用、資金調達サポート等によるモデル事業を促進 ・規制については、水利権など小水力発電推進に関する必要な改革を国に求める (P41)		—	—	—	—	60	

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号	
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	小水力発電	河川一般河川	相談窓口・技術支援・事業化支援	・河川への影響が少ない規模での小水力発電の普及を中心に推進		■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。			A	61	
		河川砂防堰堤	相談窓口・技術支援・事業化支援	・土砂災害対策に影響を及ぼさず、河川への影響も少ないものについては小水力発電の普及を推進			小水力発電キャラバン隊による支援件数 地区別出張相談会 62件(累計) 適地選定講習会 34団体(累計)	水利権や許認可が困難であり、事業者や土地改良区へ適地やノウハウ等の情報提供を引き続き実施し、導入を促進する必要がある。	A	62	
		河川既存ダム放流水	相談窓口・技術支援・事業化支援	・新たな環境負荷を与えない未利用落差であることから、小水力発電での活用を推進			■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。			A	63
			相談窓口・技術支援・事業化支援	〃						A	64
		非河川農業用水路	土地改良施設を活用した普及推進	・小水力発電のモデル地区を立ち上げ、その建設から運営の過程で明らかとなる課題を検証し、モデル地区で得られた検証結果を、今後、導入を予定している地区にフィードバックすることにより、農村地域における小水力発電の普及を推進(P41)			■国補助金を活用して土地改良施設に小水力発電施設を整備。施設見学会などを通じて小水力発電の普及・啓発を実施。	農地整備課ホームページで農業用水を活用した小水力発電所の情報を提供。小水力発電電機キャラバン隊適地選定講習会での施設見学会(白馬村平川小水力発電所)を開催	農業用水を活用した小水力発電は水利権の手続きが簡素化されており、河川等に比べて導入が容易であることから、引き続き周知を実施して導入を促進する必要がある。	A	65
		非河川上下水道	相談窓口・技術支援・事業化支援	・有効落差を利用した小水力発電の適地を市町村と連携して検討し、普及を推進(P41)			■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	小水力発電キャラバン隊による支援件数 地区別出張相談会 62件(累計) 適地選定講習会 34団体(累計) 上下水道の管理主体への情報提供や支援を引き続き実施。		A	66
バイオマス発電	木質バイオマス発電所・熱電併給所	県産材供給体制の整備	・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、製材端材や建築に利用しない低質材を資源として用いる熱電併給型木質バイオマス発電施設を、集中型の製材工場に併設することを支援 ・100km圏内を、同プロジェクトの原木生産拠点地域と位置づけ(地域内で薪やペレットとして、熱利用で使われるものを除く。)その他の地域においては、燃料の調達が比較的容易なところにおける製材所併発電所や木材の安定供給が確保される場所における低質材を用いる専焼木質バイオマス発電所等の地産地消型の設備の導入を推進 ・発電で発生する余熱を有効に利用する熱電併給の事業モデルを促進(P42)			・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・熱電併給に関する検討会の参画	・発電施設接続負担金の支援(H26実施) ・塩尻市が中心となり、熱利用に関する検討会を実施(信州しおじり木質バイオマス推進協議会:H25~H27で計5回)	・熱利用について、FIT期間が終了する20年後を見据えて、引き続き検討をしていく必要がある。	A	67	
	木質バイオマス安定的な燃料供給確保	総合的な林業再生事業(造林・再生対策・高性能林業機械)	・林業経営団地(搬出間伐を行う区域)を全県で設定するとともに、搬出間伐、路網整備、高性能林業機械の導入等を促進し、現場でのチップ化等の先導的なモデルの構築を図る ・民有林に加え、国有林との連携を図り、技術と経営感覚を持ったリーダー等の担い手育成などを進め、安定供給体制を構築 ・街路樹等の剪定枝等の未利用資源の活用を推進(P42)			・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、集約化施策を推進 ・主伐から植栽までの一貫作業システムによる低コスト再造林の実現するための研修会の開催 ・間伐等森林整備の推進	・路網整備延長:510km(H25~H27) ・高性能林業機械の導入:37台(H25~H27) ・集約化面積:4,705ha(H25~H27) ・一貫作業システムの普及に向け、国と協同での研修会の開催(H28) ・間伐等森林整備面積:53,803ha(H25~H27)	・施業集約については、集落周辺の所有規模の細かい私有林が残ってきているため、集約化を進めるための仕組みづくりの検討が必要。 ・一貫作業システムの導入を促進するとともに低コスト再造林の実現の技術の普及・定着が必要。	A	68	

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号	
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	バイオマス発電	非木質バイオマス 下水汚泥	処理場での発電事業の推進	・県有の下水処理場において消化ガス発電事業を進め、その知見を市町村と共有するなど、下水汚泥のエネルギー利用を推進(P42)		■流域下水道終末処理場での消化発電の実施 汚泥焼却炉を有せず余剰ガスの多い犀川安曇野流域終末処理場で消化ガス発電を実施 ■公共下水道終末処理場での消化ガス発電の実施 松本市宮渕浄化センター、松本市両島浄化センター、飯田市松尾浄化管理センターで消化発電を実施	犀川安曇野流域発電量 H25年度 58,008kWh H26年度 1,190,359kWh H27年度 1,390,928kWh	・消化ガス発生量を増やす運転方法の検討 ・汚泥処理工程の見直しによる消化ガス発電の拡大 ・他処理場の下水汚泥の集約処理の検討	A	69	
		木質バイオマス 畜産・食品系バイオマス	事業化支援	・微生物の嫌気性発酵によるメタンガスを利用するなど、発電と温熱利用を推進(P42)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入に市町村等を支援。 ■自然エネルギー発電事業が促進されるよう、収益納付型補助金により地域における事業化を支援。	実績なし	熱供給先の確保や熱供給体制の構築が必要。	B	70	
			共通	・市町村研究会や信州ネット等と連携して情報共有の場をつくりつつ、需要サイドに対しては自然エネルギー導入検討制度、供給サイドに対しては新しいビジネスモデルの立ち上げ支援 ・ビジネスモデルの立ち上げ支援にあたっては、県有施設における場所貸しを検討 ・グリーン熱利用の見える化を進める(P45)		—	—	—	—	—	71
		太陽熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度	・「自然エネルギー導入検討制度」において、発電設備に優先して、熱利用を検討 ・民間事業者による太陽熱利用の見える化の取組支援により太陽熱導入の効果を発信(P45)	長野県地球温暖化対策条例第21条(自然エネ導入検討)届出件数63件(H26~27)新築戸建住宅の自然エネ導入検討後の導入率:37.3%	■戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギー導入検討を義務化 ■1村1自然エネルギープロジェクトにより、太陽熱導入効果の情報を発信。	・2,000㎡以上の届出件数63件(H26~27) 新築戸建住宅の検討後の導入率:37.3%(H28.1~H28.12アンケート調査) ・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 太陽熱導入の効果 6件	太陽光発電との競合にも配慮しつつ、需要の大きい施設への導入を支援すること必要	A	72	
		太陽熱 既築建築物	初期投資軽減モデルの確立	・リース方式や直接熱供給事業等の初期投資軽減モデルを検討し、普及を進める(P45)		■1村1自然エネルギープロジェクトにより、初期投資軽減のモデルとなる情報を発信。	・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 初期投資軽減モデル 1件	太陽光発電との競合にも配慮しつつ、需要の大きい施設への導入を支援すること必要	A	73	
		バイオマス熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度	・建築物における「自然エネルギー導入検討制度」により普及(P45)	長野県地球温暖化対策条例第21条(自然エネ導入検討)届出件数63件(H26~27)新築戸建住宅の自然エネ導入検討後の導入率:37.3%	戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギー導入検討を義務化	2,000㎡以上の届出件数63件(H26~27)新築戸建住宅の検討後の導入率:37.3%検討制度の普及による、建築物の建築主の意識高揚。		A	74	
		バイオマス熱 既築建築物	初期投資軽減モデルの確立	・初期投資軽減モデルを検討し、薪・ペレットストーブ等の普及を進める(P45)		・森のエネルギー総合推進事業による薪・ペレットストーブ等の支援	・ペレットストーブ導入支援実績:689台(H25~H28) ・木質ボイラーの導入支援実績:20台(H25~H28)	薪・ペレットストーブ等の普及を推進するため、初期投資の軽減だけでなく、燃料の供給拠点整備といった新たな支援策の検討が必要	A	75	
		バイオマス熱 普及環境の整備	バイオマス熱供給設備の普及支援	・需要側と供給側と一体となった地域資源循環システムなど、バイオマス熱利用のモデルづくり及び当該システムの県内への普及を支援 ・下水汚泥、畜産・食品系バイオマスを活用した熱利用の普及も進める(P45)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	実績なし	熱供給先の確保や熱供給体制の構築が必要。	A	76	
			カーボンオフセットの推進	・県産材利用による二酸化炭素固定量の認証や木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進(P49)【再掲】		・企業と協働して木質バイオマスの利用によるCO2吸収の削減量を定量的に評価する仕組みを構築	(参考)クレジットの販売実績:485t(H20~H24) 平成25年度以降はクレジットで優位な環境省のJ-クレジット制度へ移行		D	77	

環境エネルギー戦略に基づく各施策の取組状況

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	成果	課題	評価	番号
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	グリーン熱	バイオマス熱 安定的な燃料供給	薪・バイオマス燃料の流通システムの構築支援	・安定的な燃料供給確保として、薪・ペレットの宅配・販売網を推進 (P45)		信州の木活用モデル地域支援事業による木質バイオマスの地消地産の先進的な取組を支援	モデル事業の実施3件(H25～H28)	モデル事業で実施した取組が県域で実施されるよう、成功事例の広報が必要	A	78
		バイオマス熱 面的な利用	県産材供給体制の整備	・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、製材端材や建築に利用しない低質材を資源として用いる熱電併給型木質バイオマス発電施設を、集中型の製材工場に併設することを支援 ・100km圏内を、同プロジェクトの原木生産拠点地域と位置づけ(地域内で薪やペレットとして、熱利用で使われるものを除く。)その他の地域においては、燃料の調達が比較的容易なところにおける製材所併設発電所や木材の安定供給が確保される場所における低質材を用いる専焼木質バイオマス発電所等の地産地消型の設備の導入を推進 ・発電で発生する余熱を有効に利用する熱電併給の事業モデルを促進 (P42)【再掲】		・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・熱電併給に関する検討会の参画	・発電施設接続負担金の支援(H26実施) ・塩尻市が中心となり、熱利用に関する検討会を実施(信州しおじり木質バイオマス推進協議会:H25～H27で計5回)	・熱利用について、FIT期間が終了する20年後を見据えて、引き続き検討をしていく必要がある。	A	79
				熱電併給所による地域熱供給推進	・発電で発生する余熱を有効に利用し、熱電併給の事業モデルを促進 (P42)【再掲】		オーストリアからバイオマス関係の技術者を招へいしセミナー及び現地検討会を開催(H28)	・セミナー開催 3回(180名参加) ・現地検討会開催 2回(22名参加)	熱電併給に対する理解・知識が未熟なため、各種セミナー等を通して引き続き、普及啓発の取組が必要	A
		地中熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度・事業化支援	・既築の建築物への設備設置は工事とコストの両面から見て困難であることから、「自然エネルギー導入検討制度」により新築建築物を中心に普及を進める ・低い導入コスト等普及性の高い技術、手法による地中熱利用の実証等を支援するほか、公共施設の新築時等における地中熱利用の検討を促進 (P45)	長野県地球温暖化対策条例第21条(自然エネ導入検討)届出件数63件(H26～27)新築戸建住宅の自然エネ導入検討後の導入率:37.3%	■原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギーの導入検討を義務化 ■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	2,000㎡以上の届出件数63件(H26～27)新築戸建住宅の検討後の導入率:37.3%検討制度の普及による、建築物の建築主の意識高揚。 グリーンニューディール基金事業:5件 地域主導型自然エネ創出支援事業:3件	初期コストが高いことにより一般家庭に普及しない。地中熱に対する認知度が低い。	A	81
		温泉熱	事業化支援	・熱交換器やヒートポンプによる温泉熱利用システムを推進 ・初期投資軽減モデルも検討し、普及を進める (P45)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	地域主導型自然エネルギー創出支援事業:6件	熱供給先の確保や熱供給体制の構築が必要。	A	82
		雪氷熱	事業化支援	・雪室・氷室や冷熱を室内に循環させる冷房システムなど、雪や氷の持つ冷熱による雪氷熱利用システムの普及を推進 ・雪室や氷室で保存した野菜等を自然エネルギーを活用した付加価値の高い商品として販売することなど、自然エネルギーの利用と地域経済の活性化等を結びつける取組を促進 (P46)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	長野県グリーンニューディール基金事業:1件 地域主導型自然エネルギー創出支援事業:1件	熱の有効な利活用方法の創出が必要。	A	83
	その他	地熱・温泉熱 発電	バイナリ発電等の事業化支援	・自然公園などの風致景観や生物多様性に対する影響に配慮しつつ普及を進める ・地域とのコンセンサスを得ながら促進するとともに、バイナリ発電など温泉利用や自然保護との両立を図りうる地熱発電及び温泉熱発電の普及を推進 (P42)		■自然エネルギー発電事業が促進されるよう、補助金などにより地域における事業化を支援。	地域主導型自然エネルギー創出支援事業:1件	長野県としてノウハウの蓄積が無いため、具体的な助言が出来ない。	A	84
		風力発電	適切な場所・手法の検討・影響想定マップ・ガイドラインの提供	・自然環境や景観等に配慮しつつ、適地に普及を推進 (P42)		■ガイドライン、影響想定マップを県ホームページへ掲載	固定価格買取制度による導入件数 0件	県内で普及させるためには、小型風力など環境影響の少ない設備の実用化が必要。	A	85
		バイオ燃料	事業化支援	関係法令等の規制や食料作物との競合等に配慮した適正な利活用を推進 (P46)		■ガイドライン、影響想定マップを県ホームページへ掲載	ガイドラインを県ホームページへ掲載		A	86